

大分市盛土規制法に関する許可制度運用基準

大分市開発建築指導課
開発指導室
令和 7 年5月1日

序

宅地造成等の規制に関する制度は、昭和37年に施行された「宅地造成等規制法」によりその基本的な骨格が整備され、大分市でも昭和43年に宅地造成工事規制区域を指定して以降、崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止のための規制を行ってきました。

しかしながら、令和3年7月に静岡県熱海市において大規模な土石流災害が発生しており、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。このような事態を契機とし、違法・危険な盛土等に伴う災害の防止が喫緊の課題とされてきました。そして、令和4年に「宅地造成等規制法」は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「盛土規制法」という。)に名称を改め、宅地・農地・森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するように抜本的に改正され、令和5年5月26日に施行されることになりました。

本市でも、令和7年5月1日より「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」を指定することになり、盛土規制法での規制が開始されます。本運用基準は、盛土規制法の許可制度が円滑かつ適切に運用されることを目的として発行することとなりました。第1編「盛土規制法の解説」、第2編「盛土等の工事に関する技術的基準」、第3編「申請等の手続き要領」の3部構成となっています。

なお、都市計画法第29条第1項、第2項に規定する許可(開発許可)申請では、同法第33条において盛土規制法の技術的基準への適合が求められており、また、盛土規制法第12条および40条に規定する許可(盛土許可)は、開発許可を受けた場合において、盛土許可を受けたものとみなされるとされており、開発許可制度と盛土許可制度の関連性が高いものとなっています。

本書が盛土等の開発事業に携わっておられる方々や当該事業を施行する方々など、関係の方々に広く活用され、盛土許可制度の適切かつ円滑な運用に資することを期待いたします。

令和7年5月1日 制定

大分市 都市計画部 開発建築指導課 開発指導室

大分市盛土規制法に関する許可制度運用基準 目次

第1編 盛土規制法の解説

- 1.1.目的
- 1.2.用語の定義
- 1.3.宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について
 - 1.3.1.宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域
 - 1.3.2.宅地造成等工事規制区域の指定
 - 1.3.3.特定盛土等規制区域の指定
- 1.4.住民への周知
 - 1.4.1.周知を行う範囲および具体的内容
- 1.5.盛土等に関する工事の許可等
 - 1.5.1.許可を要する工事
 - 1.5.2.許可を要しない工事
 - 1.5.3.許可の特例
- 1.6.中間検査
 - 1.6.1.中間検査の対象となる工事
 - 1.6.2.中間検査の項目
- 1.7.定期の報告
 - 1.7.1.定期の報告の対象となる工事
 - 1.7.2.定期の報告事項
- 1.8.完了検査等
 - 1.8.1.完了検査等の対象となる工事
 - 1.8.2.完了検査等の検査項目
- 1.9.盛土等に関する工事の届
 - 1.9.1.工事等の届出の対象となる工事
- 1.10.監督処分・改善命
 - 1.10.1.行政対応と対象者
- 1.11.報告の徴取
- 1.12.罰則
 - 1.12.1.違反行為および罰則規定

第2編 盛土等の工事に関する技術的基準

- 2.1.総則
 - 2.1.1.対象範囲
 - 2.1.2.関連指針等
- 2.2.盛土等に関する工事の技術的基準等
- 2.3.地盤について講ずる措置に関する技術的基準
 - 2.3.1.盛土法面の検討
 - 2.3.2.盛土全体の安定性の検討
 - 2.3.3.溪流等における盛土の基本的な考え方
- 2.4.擁壁の設置に関する技術的基準
 - 2.4.1.切土法面の留意事項
 - 2.4.2.擁壁の一般的留意事項
 - 2.4.3.鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
 - 2.4.4.練積み造の擁壁の構造
 - 2.4.5.擁壁についての建築基準法施行令の準用
 - 2.4.6.擁壁の水抜穴
 - 2.4.7.崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準
 - 2.4.8.特殊材料又は構法による擁壁
- 2.5.崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
- 2.6.排水施設の設置に関する技術的基準
- 2.7.土石の堆積に関する工事の技術的基準
- 2.8.特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準
- 2.9.防災措置およびその他の留意事項
 - 2.9.1.盛土等における防災措置に関する基本的留意事項
 - 2.9.2.工事施行中の防災措置の基本的な考え方
 - 2.9.3.その他の留意事項

第3編 申請等の手続要領

3.1.盛土等の許可制度の概要

3.1.1.盛土等の許可制度の概要

3.1.2.事前相談から工事完了までの流れ

3.1.3.規制区域の指定日に既に行われて いる盛土等について

3.1.4.その他の届出

3.2.申請等の事務手続き

3.2.1.申請等の方法および窓口

3.3.許可申請

3.3.1.事前相談

3.3.2.事前協議

3.3.3.許可申請

3.3.4.変更の許可申請

3.4.中間検査申請

3.5.定期の報告

3.6.完了検査等

3.7.盛土等に関する工事の届出

3.7.1.工事着手届

3.7.2.工事の変更届

3.7.3.工事の休止等の届出

3.7.4.工事等の届出

3.7.5.届出工事の変更

3.7.6.特定盛土等または土石の堆積に関する工事 の届出

3.7.7.特定盛土等または土石の堆積に関する工事 の変更届出

3.7.8.本法に規定する許可に適合していることを証 する書面の交付

3.8.申請手数料

3.8.1.許可申請

3.8.2.中間検査

3.8.3.その他

3.9.関係資料

3.9.1.様式集